

栗山町議会基本条例の策定の経過（議会改革・活性化の経過）

平成 12 年 4 月	地方分権一括法が施行される。機関委任事務の廃止等により地方自治体及び議会の自主的な決定と責任がこれまでに増して重くなる。
平成 14 年 3 月	栗山町議会情報公開条例を議員提出議案として提案
平成 14 年 6 月	インターネットによる議会ライブ中継の運用開始(地域イントラネット基盤施設整備事業の活用)
	中長期財政問題等特別委員会を設置して、町財政の現状等を徹底検証
平成 14 年 12 月	栗山町議会政務調査費の交付に関する条例を議決(平成 15 年 4 月より運用)
	議員定数を 20 名から 18 名にする案を議員提出議案として提案し、議決(平成 15 年 4 月の選挙より適用)
平成 15 年 3 月	一般質問における一問一答方式の採用と発言席の設置
平成 15 年 6 月	一般質問ポスターの公共施設等への掲示による町民周知を開始
平成 15 年 11 月	栗山町廃棄物の減量及び処理に関する条例(ごみ有料化)を修正可決(有料ごみ袋の大きさ、価格を修正)
平成 16 年 1 月	南空知 3 町合併協議会(法定協)の設置を議決
平成 16 年 6 月	議員定数を 18 名から 13 名にする案を議員提出議案として提案し、議決(平成 19 年 4 月の選挙より適用)
平成 16 年 11 月	南空知 3 町合併協議会(法定協)の構成町の 1 つが離脱。実質的に合併協議が破綻。
平成 17 年 3 月	全国で 2 例目、北海道内で初めての議会報告会を実施(町内 12 会場、370 人参加)
平成 17 年 5 月	議会基本条例の策定の準備作業に着手
平成 17 年 11 月	第 8 回議会臨時会において栗山町保育の実施に関する条例、栗山町立保育所設置条例(民営化案)を修正可決(施行期日を 1 年延期)
	議会基本条例を議会運営委員会に諮問
平成 18 年 3 月	第 3 回議会定例会において議会基本条例の策定原案を中間報告
	議会だより臨時号において、議会基本条例の制定について、議会報告会において、意見・要望等を聴取することを周知
平成 18 年 4 月	平成 18 年議会報告会を実施(町内 12 会場、237 人参加) 参加した町民から議会基本条例に対する意見・要望を聴取
	北海学園大法学部の神原教授を講師に招き、議員研修会を実施。(「議会基本条例の意義について」)
平成 18 年 5 月	議会録画中継配信(ビデオオンデマンド)の運用開始
	栗山町議会基本条例を議員提出議案として提案し、議決(同日より施行)